平成２２年（フ）第１７０４号
埼玉県川口市芝富士２丁目８番７号
債務者　彼末れい子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１８号
埼玉県新座市東１丁目５番15号　フォーレスト106号室
債務者　布野　　歩
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２９号
埼玉県上尾市春日２丁目20番地２　セジュール春日Ａ103
債務者　河津　英敏
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４９号
埼玉県戸田市本町２丁目５番13号　ヒルトップドミトリー102号室、旧住所埼玉県戸田市中町２丁目22番11―202号
債務者　小島　絵里
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
千葉県山武市成東2436番地２
債務者　武田　貞江
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１８号
千葉県東金市北之幸谷42番地８　みどりハイツＡ―105
債務者　齋木　貴之
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１１号
神奈川県南足柄市班目426番地
債務者　瀬戸　康宏
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５６号
神奈川県厚木市愛甲447番地13
債務者　福田　眞人
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５７号
神奈川県厚木市愛甲447番地13
債務者　福田　廣子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８０７号
神奈川県厚木市長谷1511番地５　レオパレス雅108
債務者　貝澤　智之
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０４号
新潟市中央区女池１丁目５番20号、前住所新潟市江南区天野３丁目22番34号
債務者　松岡　正則
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０５号
新潟市中央区女池１丁目５番20号、前住所新潟市江南区天野３丁目22番34号
債務者　松岡喜枝子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２２号
新潟市秋葉区善道町２丁目９番４号
債務者　木村　鉄朗
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２３号
新潟市秋葉区善道町２丁目９番４号
債務者　木村　憲子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１３号
新潟市東区上木戸１丁目13番６号１　メゾン高橋101号
債務者　金澤　友美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２号
新潟県三条市林町１丁目６番13号
債務者　羽賀　知也
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１５１９号
名古屋市緑区鳴海町字前之輪203番地の３
債務者　成田　寿輔
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部